（増改築等の要件）

第一条の十四の二　令第十四条の二の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　（略）

二　当該工事をした住宅の当該工事に係る部分のうちにその者（第一条の十三第一項第一号ロに規定する場合に該当するときには、その者の配偶者又は扶養親族。第四号において同じ。）の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該工事に要する費用の額が当該工事に要する費用の額の二分の一以上であること。

三・四　（略）

（令第十四条の九第一項第一号の厚生労働省令で定める書類）

第一条の十八　令第十四条の九第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　（略）

二　持家である住宅の増改築等のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく保険金等の支払をする場合　次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　第一条の十三第一項第二号ハに定める書類

（令第十四条の十六第一項第一号の厚生労働省令で定める書類）

第一条の二十一　令第十四条の十六第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　（略）

二　持家である住宅の増改築等のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく満期返戻金等の支払をする場合　次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　第一条の十三第一項第二号ハに定める書類

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十四号

所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号）の施行に伴い、及び農林水産物及び食品の輸出に関する法律（令和元年法律第五十七号）第六十一条の規定に基づき、農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月三十日

農林水産大臣　坂本　哲志

農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和二年農林水産省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

（増改築等の要件）

第一条の十四の二　令第十四条の二の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　（略）

二　当該工事をした住宅の当該工事に係る部分のうちにその者（第一条の十三第一項第一号ロに規定する場合に該当するときには、その者の配偶者又は扶養親族。第四号において同じ。）の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該工事に要する費用の額が当該工事に要する費用の額の二分の一以上であること。

三・四　（略）

（令第十四条の九第一項第一号の厚生労働省令で定める書類）

第一条の十八　令第十四条の九第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　（略）

二　持家である住宅の増改築等のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく保険金等の支払をする場合　次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　第一条の十三第二号ハに定める書類

（令第十四条の十六第一項第一号の厚生労働省令で定める書類）

第一条の二十一　令第十四条の十六第一項第一号の厚生労働省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　（略）

二　持家である住宅の増改築等のために勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく満期返戻金等の支払をする場合　次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

ハ　第一条の十三第二号ハに定める書類